平成２２年（フ）第７５２号
福岡市東区和白５丁目６番20―107号
債務者　石村　龍二
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５号
鹿児島県薩摩川内市永利町1734番地２
債務者　児浦　義久
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
鹿児島県出水市中央町710番地　八坊団地12号
債務者　森元　信貴
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
宮城県亘理郡亘理町字舘南51番地18　齋藤鉄男方
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
宮城県塩竈市杉の入２丁目19番１―503号　ユートピア杉の入Ⅰ
債務者　稲富　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
宮城県宮城郡利府町しらかし台５丁目15番地４
債務者　熱海恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
仙台市若林区南小泉３丁目６番１号　ホワイトキャッスル南小泉ビレジＤ208
債務者　高崎　一史
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
仙台市若林区荒井字押口77番地　ＤＩＯ―ＨＯＲＩ伍番館306
債務者　橘川　睦子（旧姓霜山）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番16―306号
債務者　松山　勇賢（旧姓具）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
仙台市宮城野区東仙台１丁目22番６号　田中アパート５
債務者　畠山奈津美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
茨城県常陸太田市中染町2574番地の３
債務者　本間　　進
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３８号
茨城県水戸市渡里町3255番地の６　高野台ハイツ101号
債務者　岩上　宏子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
茨城県水戸市姫子１丁目296番地の７
債務者　渡部美代子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
茨城県水戸市笠原町1851番地の５、旧住所茨城県水戸市笠原町1246番地
債務者　海老沢　茂
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１４６号
茨城県ひたちなか市大字勝倉2626番地６
債務者　水柿はな子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５６号
茨城県那珂市菅谷2838番地３　ガーデンヒルズ那珂106号室、旧住所茨城県那珂市菅谷6191番地　船橋コーポ５―203
債務者　堀江　一昭
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５７号
茨城県常陸太田市岡田町62番地の１
債務者　横山　正明
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所